

小規模工事受注希望者登録について

1 目的

この登録制度は、建設業の許可を受けていない等の理由により、入札参加資格審査を申請することができない方を対象に、伊勢市が発注する小規模な工事や修繕の受注を希望する方の登録を受け、小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

2 登録できる方

次の要件を満たす方で、建設業の許可の有無、経営組織等は問いません。

- (1) 伊勢市内に主たる事業所を置く方
- (2) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項の規定（欠格事項）に該当しない方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 伊勢市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていない方
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格又は免許等を有する方

3 登録の受付期間及び有効期間

- (1) 受付期間 随時 ※毎月 10 日までの受付分が、翌月 1 日から有効となります。
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (3) 提出先 伊勢市役所 契約課 契約係
〒516-8601 伊勢市岩渕 1 丁目 7-29
TEL：0596-21-5525 FAX：0596-21-5700
- (4) 提出方法 持参
- (5) 有効期間 毎年度末 ※毎年度、登録更新申請が必要となります。（毎年 2 月頃）

4 登録に必要な書類

小規模工事の受注を希望する方は、次の書類を契約課契約係に提出してください。

（※各証明書は申請日前 3 ヶ月以内の証明日のものに限る）

- (1) 小規模工事受注希望者登録申請書 ※業種登録は 3 つまでとなります。
- (2) 登記簿謄本又は身分証明書 ※写し可
法人：登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を各法務局の窓口で交付を受けたうえで提出してください。
個人：身分証明書を本籍地の市町村の窓口で交付を受けたうえで提出してください。
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類 ※写し可
法人：法人の完納を証明する書類
個人：代表者個人の完納を証明する書類
【注】市税等の完納を証明する書類は、税金を支払った直後の場合、事務処理の都合上発行できない場合があります。支払い後、10 日程度経過してからご取得ください。
税金を支払った直後に証明が必要な場合は、支払った際の領収書や、引き落とされた通帳を窓口にご持参ください。詳細は課税課税務係にお問合せ下さい。
- (4) 印鑑証明書 ※写し可
法人：所管法務局の発行する印鑑証明書
個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書
- (5) 伊勢市内で事業を行っていることの証明 ※個人事業主のみ
・伊勢市長が発行する事業証明書
・事業所確認書
- (6) 資格又は免許等が必要な業種を希望する場合は、その資格者証や免許証等の写し
※電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要です。

5 対象となる契約

予定価格が 200 万円以下の小規模工事及び修繕工事で、その契約の内容が軽易でかつ、その履行の確保が容易であると認められるものです。

6 契約者の決定方法

原則として複数の業者との見積競争により、もっとも低価な見積書を提出した方と契約することとなります。

（裏面に続く）

7 下請等の禁止

請負った契約は、自ら履行することを原則とし、市の認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

本申請により伊勢市が取得する個人情報は、本申請に基づく処理にのみ利用します。
--